

第6章 充てん設備

1. 充てん設備の許可（法第37条の4第1項）

提出書類

- ① 充てん設備許可申請書 ----- 様式 6 1
- ② 充てん設備の使用の本拠の所在地の付近の状況を示す図面
- ③ 充てん設備の技術上の基準に関する説明書
 - a. 規則第64条第1項による充てん設備の場合 ----- 様式 6 2
 - b. 規則第64条第2項による充てん設備の場合 ----- 様式 6 3
- ④ 構造図等
- ⑤ 手数料

留意事項

- ① 申請する際に、充てん作業者講習を受講した者がいることを確認してください。
- ② 「充てん設備の使用の本拠」とは、車庫をいい、車庫がない場合には、当該充てん設備を使用していないときに通常置く場所をいいます。
- ③ 充てん設備の技術上の基準に関する説明書は、技術上の基準の適合状況を明瞭に説明しているものであれば、様式62、63でなくても構いません。

2. 変更の許可（法第37条の4第3項）

提出書類

- ① 充てん設備変更許可申請書 ----- 様式 6 4
- ② 変更事項を説明した書類
- ③ 手数料

留意事項

軽微な変更該当する事項以外の変更については、変更許可の対象となります。

3. 変更の届出（法第37条の4第3項）

提出書類

- ① 充てん設備変更届書 ----- 様式 6 5
- ② 変更事項を説明した書類

留意事項

- ① 法の規定による届出の対象となる軽微な変更は、次の各号に掲げるものです。
 - a. 液化石油ガスの通る部分の取替え（同一メーカー、かつ、同型式のものに限る。）

- b. 液化石油ガスの通る部分以外の充てん設備に係る設備の取替え
 - c. 充てん設備の廃止
- ② 法の規定はありませんが、次の事項が変更となったときも届出をしてください。
- a. 氏名又は名称
 - b. 充てん設備の使用の本拠の名称
 - c. 住所
 - d. 充てん設備の使用の本拠の所在地（移転を除く。）

4. 完成検査（法第37条の4第4項）

提出書類

- ① 充てん設備完成検査申請書 ----- 様式 66
- ② 手数料

留意事項

事業者が高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関による完成検査を受け、技術上の基準に適合していると認められ、振興局又は市町村に充てん設備完成検査受検届書（様式67）を提出した場合は、振興局又は市町村による完成検査を受ける必要はありません。

5. 保安検査（法第37条の6第1項）

提出書類

- ① 充てん設備保安検査申請書 ----- 様式 69
- ② 手数料

留意事項

事業者が高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関による保安検査を受け、技術上の基準に適合していると認められ、振興局又は市町村に充てん設備保安検査受検届書（様式70）を提出した場合は、振興局又は市町村による保安検査を受ける必要はありません。

6. 業務報告（規則第132条）

提出書類

- 液化石油ガス充てん事業報告 ----- 様式 72

留意事項

提出は、毎事業年度終了後3ヶ月以内です。